

**「保護者に対する普及啓発支援」検討会議**

**報 告 書**

**- 保護者に対する普及啓発支援の在り方に関する提言 -**

**平成 25 年 1 月**

## 目 次

はじめに.....	3 -
<b>第1 保護者に対する普及啓発支援の意義及び現状と課題</b> .....	<b>3 -</b>
1. 普及啓発支援の意義 .....	3 -
2. 普及啓発支援の現状と課題 .....	4 -
<b>第2 保護者に対する普及啓発支援の論点と方向性</b> .....	<b>5 -</b>
1. 実施者 .....	5 -
2. 対象者 .....	5 -
3. 啓発内容 .....	6 -
(1) 啓発内容の基本方針 .....	6 -
(2) 発達段階に応じたインターネット利用 .....	6 -
(3) 「家庭のルール」作り .....	7 -
(4) 教材 .....	7 -
4. 啓発手段 .....	8 -
(1) 集合型講習会 .....	8 -
(2) リーフレット配布 .....	8 -
(3) 携帯電話販売時における啓発 .....	9 -
(4) 学校と連携した啓発 .....	9 -
(5) 相談機会における啓発 .....	9 -
5. 実施時期 .....	10 -
<b>第3 保護者に対する普及啓発支援に当たって特に留意すべき課題</b> .....	<b>10 -</b>
1. スマートフォンの普及について .....	10 -
2. ペアレンタルコントロールの内容について .....	11 -
<b>第4 保護者に対する普及啓発支援実現のための措置</b> .....	<b>12 -</b>
1. 目標の設定 .....	12 -
2. 体制の構築・強化 .....	12 -
3. 予算 .....	13 -
4. 成功例（ベストプラクティス）の共有 .....	13 -
5. 効果測定 .....	13 -
6. 普及啓発内容の充実・見直し .....	13 -
<b>参考資料</b> .....	<b>14 -</b>
「保護者に対する普及啓発支援」検討会議委員 .....	26 -

## はじめに

近年、スマートフォンや多様なインターネット接続端末の登場により、様々な場所や端末からインターネットを利用することが可能となるなど、急速にインターネット利用の形態、場面が変化している。とりわけ青少年に関しては、個人や家庭での利用のみならず、学校教育の中でも活用されており、今後の日本を担う若い世代にとって、インターネットは欠かせない重要な道具となっている。

他方で、いわゆる出会い系サイトやコミュニティサイトの利用に起因して青少年が犯罪被害に遭う事例も跡を絶たない。また、インターネット上の掲示板や動画サイト、メール等を使った「ネット上のいじめ」の拡大や、深夜に及ぶメールのやりとり、ゲームやコミュニティサービスの利用など、携帯電話への過度の依存によって、青少年の生活面に影響を与えることが懸念されている。一部では、青少年が被害者となる事例だけでなく、インターネット上の掲示板を使った犯罪予告やオークションを利用した詐欺等、青少年が加害者となる事例もみられる。

このような状況のなか、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）に基づき、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第2次）」（以下「基本計画（第2次）」という。）が、平成24年7月6日に決定された。

基本計画（第2次）においては、「保護者に対する有効な普及啓発支援の検討」が新たに盛り込まれ、「普及啓発活動において、法の趣旨に沿ったフィルタリングの利用や家庭内でのルールづくりなどの取組を推進する上で、保護者に対する更なる理解及び自主的な取組促進が重要であることから、そのための効果的な普及啓発の支援策について、有識者による検討を行い、その検討結果に基づき普及啓発支援を実施する」こととされたところである。

このため、本検討会議では、関係機関・団体において当面取り組むべき課題や方向性について検討を行い、ここにその結果を取りまとめた。本報告書の内容を踏まえ、保護者に対する普及啓発支援の取組が、着実に進展することを期待するものである。

## 第1 保護者に対する普及啓発支援の意義及び現状と課題

### 1. 普及啓発支援の意義

青少年のインターネット利用環境の整備に当たっては、国、地方自治体、学校、PTA・保護者団体、消費者センター、警察、業界団体、個別事業者など様々な関係機関・団体が各種施策を実施しているところであるが、特に、保護者は青少年を監護・養育する役割を担っていることから、青少年インターネット環境整備法第6条において、保護者は青少年のインターネット利用の状況を適切に把握するとともに管理し、適切に活用する能力の習得の促進に努めるよう規定されている。

インターネットにおいては様々な情報を簡単な操作で手に入れることができるが、その情報の中には、青少年の健全な発達を阻害する有害情報も含まれるため、発達段階に応じて、接触する情報を適切にコントロールすることが求められる。そのためには、フィルタリングの設定など保護者の管理（ペアレンタルコントロール）の内容を継続的に定期的に見直す必要があるが、個々の青少年のインターネット習熟度や傾向を踏まえた細やかな対応は、日常的に青少年と接する保護者が行うことが最も適していると考えられる。

また、青少年がトラブルや被害にあった場合には、保護者は、すぐに青少年が相談できる存在であり、迅速に問題に対応することができる。保護者が日頃から青少年とコミュニケーションを図り

つつ身近にいることで、トラブル等を未然に防ぐことや、問題が発生した場合でも、最小限にとどめることが期待される。

近年、情報モラルの指導は、学校教育の中でも実施され、一定の成果を上げているが、総じて仮想的な事例を取り上げて指導することが多くなり、教材や指導内容に具体性が欠け、児童・生徒の十分な内容理解につながっていないという指摘がなされている。このような具体的な事例という観点では、青少年の身近にいる保護者は、子どもが実際にトラブルにあった時に、貴重な実体験を伴った学習機会を与えることができる。学校教育と家庭での指導を合わせることで、青少年に対する効果的な情報モラル教育が可能となると考えられる。

このように、青少年が適切にインターネットを利用するためには、保護者の役割は極めて大きいものがある一方で、保護者に対する普及啓発は、必ずしも十分ではない。インターネット利用の一般化は、ここ 10 数年のことであるため、青少年にとっては利用することに抵抗がなく、利用することが当たり前となっている状況にあるのに対して、保護者は、子ども時代には存在しなかったり、子ども時代に存在していたものの情報モラル教育等を受ける機会がなかったりする場合が多い。加えて、インターネットにおいては、次々と新しい機器やサービスが生まれ、それと同時に付随する様々な問題も発生していることから、一部の保護者は、青少年のインターネットの利用実態について十分に把握できず、青少年との間に認識のギャップが発生している状況にある。

保護者の青少年インターネット利用に関する理解を助けるため、関係機関・団体による保護者に対する普及啓発支援を、より一層強化することが喫緊の課題となっている。

## 2. 普及啓発支援の現状と課題

平成 21 年 4 月の青少年インターネット環境整備法の施行以降、様々な機関・団体が、青少年が安全に安心してインターネットが利用できる環境の整備に取り組んでいる。政府の取組としては、適切なインターネット活用能力の教育・啓発、フィルタリングの性能向上・普及、民間における取組の支援が行われている。また、民間の取組としては、携帯電話会社・プロバイダ・パソコンメーカー・フィルタリング開発事業者によるフィルタリングの提供及び技術開発、サイト提供事業者による有害情報の閲覧防止措置、第三者機関等による普及啓発活動が実施されている。こうした取組によりフィルタリング利用率の向上やコミュニティサイトの利用に起因する犯罪の被害減少など、一定の成果がみられるところである<sup>1</sup>。

しかしながら、保護者に対する普及啓発は必ずしも十分でない。地域における普及啓発の取組には温度差もみられる。さらに、昨今のスマートフォンの普及を始めとする新たなインターネット機器・サービスの普及に鑑みれば、次の三点に特に留意して保護者に対する普及啓発支援を行っていく必要がある。

第一に、普及啓発の内容について、最新のインターネット環境を反映するとともに、インターネット利用の問題を保護者に確実に理解してもらうものにするものである。

第二に、必要な情報ができる限り多くの保護者に届くための工夫を凝らすことである。

第三に、地域における相談や調査を含め、地域における取組が重要になることから、地域の取組を中核としつつ、国や関係団体がこうした動きをしっかりと支援することである。

以下、具体的な論点について、検討することとする。

---

<sup>1</sup> 警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について（平成 24 年度上半期）」  
<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h24/h24deai-bunseki.pdf>

## 第2 保護者に対する普及啓発支援の論点と方向性

### 1. 実施者

国、地方公共団体、学校、PTA・保護者団体、消費者センター、警察、業界団体、個別事業者など様々な機関・団体が、保護者に対する普及啓発活動を実施しているが、普及啓発活動やその他施策を含めて、無駄や重複を排して、役割分担をすることが求められる。また、インターネット環境が変化するとともに、対象となる青少年や保護者が入れ替わることに鑑みれば、保護者に対する普及啓発支援が途絶えることがないように、運営コストの削減を図りつつ、予算の安定化や事業の継続性を確保し、関係機関・団体が相互に連携できる体制を構築する努力が求められる。

役割分担という視点では、地方公共団体が普及啓発支援の中核となり、例えば、フィルタリングの設定やメールや、ゲーム等の使いすぎについては民間事業者、インターネット利用による犯罪・被害状況については警察、家庭でのルール作りはPTA・保護者団体にそれぞれ講師を依頼するといったように、関係機関・団体の専門性を活かして委託しつつ、関係機関・団体連携の調整役になっていくことが、最も望ましい形であると考えられる。

地域によっても青少年のインターネット利用環境や普及啓発等の実施状況が異なるため、実際に活動を行うのは、学校や家庭に近い市町村単位が望ましい。実務を担う市町村単位の活動を支援する形で、各都道府県でコンソーシアム（関係機関・団体による協議会）を形成し、教材開発や講師派遣等、地域活動の支援を中心とした連携を図っていくことが効率的であると考えられる。そして、都道府県単位の各コンソーシアムが連携し、全国規模で青少年のインターネット利用環境整備を図るよう、国民的運動を展開していくことが期待される。

### 2. 対象者

普及啓発の対象となる保護者は、インターネット習熟度と青少年のインターネット利用への関心度に応じて、三つの層に分類することができる。

第一は、青少年のインターネット利用に関して知識が豊富で、関心が高い層である。この層は、集合型講習会への参加率が高く積極的であるため、関係機関・団体が実施する普及啓発が届きやすく、青少年のインターネット利用に関する課題や対策は一通り学んでいる保護者といえる。そのため、普及啓発に当たっては、最新のサービスや技術の周知を中心に実施し、地域のリーダー役となるよう、リーダー養成カリキュラムを取り入れることも長期的視点では重要となる。

第二は、青少年のインターネット利用に関心はあるが、集合型講習会等には参加しない層である。集合型講習会は日時・場所が限定されるため時間的・地理的事情から参加できないものの、青少年のインターネット利用への関心はあるため、リーフレット配布など非対面型の活動であれば、普及啓発が届く層である。この層に対しては、携帯電話販売店での店頭説明やWebでの普及啓発コンテンツの提供など、対象者が利用しやすい形で必要な情報を提供することが求められる。

第三は、青少年のインターネット利用に関心が低い層である。この層は、集合型講習会に参加することはなく、またリーフレットを手にしても読まない。このため、普及啓発において最も重要な層であるものの、これまでの活動では普及啓発が届きにくく、今後は、より一層注力しなければならない層である。これらの層に対しては、例えば、学校において情報モラルを学ぶ授業の宿題として家庭のルール作りを取り上げたり、保護者への一斉メールや学校行事で周知を行ったりするなどして、学校と連携した啓発を検討するとともに、実際にトラブルに遭った際に気軽に相談できる窓口を用意するなど、普及啓発を伝える機会を工夫することが求められる。

### 3. 啓発内容

#### (1) 啓発内容の基本方針

青少年が安全に安心してインターネットの活用能力を習得できるよう、啓発内容を常に最新にするともに、保護者の理解を助け、具体的な取組が実施できることを基本方針とする必要がある。

具体的には、保護者がインターネット利用の利便性と危険性を理解した上で、①青少年の情報モラルの習得を助け、②発達段階に応じてインターネットを利用させ、③フィルタリングやペアレンタルコントロールを活用して有害情報から守り、④青少年と保護者の間でインターネットの利用に関するルールを作り、⑤気軽に関係機関や事業者の相談窓口相談するようにすることである。

特に、近年、スマートフォン対策が重要課題として指摘されているように、ここ数年間で、保護者が理解すべきインターネット上の危険や、フィルタリングの利用方法、家庭でのルール作りなどの対策も変化しているため、保護者が、日々変化するインターネット利用環境に対応しつつ、青少年に対して中長期的に有効な管理・指導を行うためには、単にフィルタリングを利用するといった対策の方法論だけでなく、なぜそのような対策が必要なのかというインターネット上の様々なコンテンツの特性に関する理解が必要となっている。

例えば、コミュニティサイトについては、加入者がミニメールのやりとりを行うことによって、異性と知り合うきっかけとなり得ることや、ゲームサイトであっても同様のコミュニティ機能があることを理解する必要がある。また、無料ゲームについても、アイテムを得る場合に課金される方式であることがあるため、利用のすべてが無料となるわけではないことを理解する必要がある。

これによりフィルタリングの対象に加えるべきかを適切に判断できるようになるのである。

加えて、インターネット上に流通する情報は、なりすましなどの虚偽の記載も含まれ、必ずしも正しいものばかりではないことから、青少年が情報を鵜呑みにせず良く考えて利用できるように、インターネットの活用能力の習得を支援する啓発内容も拡充していく必要がある。

#### (2) 発達段階に応じたインターネット利用

18歳未満の青少年の中には、保育園・幼稚園児から高校生まで含まれるため、保護者は、青少年の発達段階やインターネットの利用経験によって、利用範囲を拡大させていくことが求められる。

青少年がインターネットの利用を開始した当初は、利用できる機能・サービスは必要な範囲に限定し、保護者は、青少年が情報モラルやインターネットの危険性を習得したことを確認しながら、発達段階に応じてインターネット利用を提供していくことが望ましい。青少年に対して、どのような機能・サービスをどのタイミングで提供するかは、利用する機器ごとに状況が異なるため、保護者は青少年の情報モラルの習得状況や発達段階を確認して、ペアレンタルコントロールを行っていくことが求められる。

このような、発達段階に応じたインターネット利用については、「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」が、「段階的利用モデル」を提案しており、一つの考え方として参考となる<sup>2</sup>。

---

2

「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」(座長:坂元章、事務局:ネットスター株式会社、ヤフー株式会社、HP:<http://www.child-safenet.jp/>)の第二期 報告書において、青少年のインターネット利用を4段階に分けた「段階的利用モデル」が提案されている。

・第一期 報告書:<http://www.child-safenet.jp/activity/documents/report01.pdf>

・第二期 報告書:<http://www.child-safenet.jp/activity/documents/report02.pdf>

この「段階的利用モデル」では、青少年のインターネット利用を体験期、初歩的利用期、利用開始期、習熟期の4段階に分け、各段階においてモラル・コミュニケーション能力面や、知識・スキル面で必要な力を定義し、必要な力が身についた場合に次の段階に進むという考え方を採用している。

発達段階に応じたインターネット利用を通じて、情報モラルについて十分に学び、自らの行為に責任をもつことができる青少年に関しては、保護者の管理の下に、フィルタリングの利用を解除することも可能と考えられるが、保護者は慎重に検討した上で判断する必要がある。

### (3) 「家庭のルール」作り

青少年のインターネット利用においては、保護者が利用実態を適切に把握・管理するとともに、青少年の自己責任の自覚を養うためには、保護者が一方的にルールを作り与えるのではなく、青少年の同意・納得を得て、一緒にインターネット利用に関するルールを作ることが重要となる。

家庭のルール作りに関しては、関係機関・団体の普及啓発で取り上げられており、様々な工夫を凝らした教材・カリキュラムが提供されているところである。例えば、携帯電話事業者が発行している普及啓発資料<sup>3</sup>では、ルール作りのポイントとして、目的を明確にすること、青少年の利用実態を把握できるようなルールを作ること、トラブルのときの対応を決めていくことなどを挙げており、参考となる。

家庭のルール作りで重要な点は、第一に、困ったことがあったらすぐに保護者に相談するルールを設定することである。特に自らの落ち度によりトラブルを発生させてしまった場合は、青少年が相談しにくい状況になるため、保護者が問題に気付くまでに時間がかかる場合がある。早期に問題を解決し被害を最小限にするため、すぐに保護者に相談するようルールを作ることが重要となる。

第二に、青少年と相談した上で、ルールを破った際に適用するルールも合わせて設定することである。ルールを破った際に適用されるペナルティルールを家庭のルールに入れておくことで、青少年に自らの行為に責任を持たせることができると考えられる。

また、家庭のルール作りに当たっては、青少年と保護者の信頼関係が基礎となるため、普段から十分なコミュニケーションが行われていることが望ましい。

### (4) 教材

現在、講習会などで使用している教材は様々な関係機関・団体によって作成されており、これらはカリキュラムが一通りそろっているため、短期間で実施する講習会等において使いやすい教材となっている。しかしながら、地域ごとに青少年のインターネット利用状況は異なっているほか、全国それぞれの地方公共団体や学校・PTAによって取組状況が異なっている。こうした観点からすれば、使いたい部分だけを使用したり、一部の内容を変更したりできるアラカルト方式の教材は有効である。また、インターネットに苦手意識を持つ保護者に対しては、具体例を分かりやすくストーリーにした映像媒体を提供したり、啓発資料の作成の専門業者に委託したりするなど、読み手にとって分かりやすい形式となるようにすることが求められる。関係機関・団体は、それぞれの教材の重複を避け、普及啓発の実施者が使いやすく、様々な対象者でも分かりやすい教材を提供できるように、相互に連携し、工夫していくことが求められる。

---

・第三期 報告書：<http://www.child-safenet.jp/activity/documents/report03.pdf>

<sup>3</sup> KDDI「ケータイ・ルール・ブック」  
[http://www4.kddi.com/corporate/torikumi/anshin/kyoshitsu/book/pdf/anzen\\_text\\_03.pdf](http://www4.kddi.com/corporate/torikumi/anshin/kyoshitsu/book/pdf/anzen_text_03.pdf)

## 4. 啓発手段

### (1) 集合型講習会

集合型講習会は普及啓発活動の取組の一つとして、多くの関係機関・団体で実施されている。地方公共団体や、携帯電話事業者、学校・PTAなどが主催し、民間事業者や教育機関の講師による講演を行うことにより、保護者に対して最新情報や専門的な内容を伝えることができる。

しかしながら、集合型講習会には、青少年のインターネット利用に関心が高く、講習会の日程に都合が合う保護者が参加する傾向にある。そのため、講習会を複数回実施しても、本来、受講してほしい、十分な知識を持ち合わせていない保護者の参加は少なく、保護者の間で理解度に格差が発生している状況となっている。そのため、非対面型の普及啓発手法であるリーフレットやメール等を組み合わせて、時間的制約のある保護者に対してもカバーできるように工夫していく必要がある。

また、集合型講習会では、専門的な講義内容の座学が中心で実施されているところであるが、受講者は受け身になりやすいため、インターネット上の危険の周知等の表面的な理解にとどまり、参加者の主体的な理解につながりにくいという指摘がある。このため、より効果的なカリキュラムとして、対話・体験型ワークショップを積極的に導入していくことが望まれる。例えば、参加者同士で、青少年の管理・指導に関して情報共有したり、実際にインターネット機器を使って、フィルタリングやペアレンタルコントロールの設定を体験したりするなど、参加者が主体的に参加することで、深い理解や、知識の定着、実習による技能の習得が期待される。講習の受講をきっかけに実際にフィルタリングの活用を始めるなど保護者の行動変容に至る効果的な普及啓発となると考えられる。

また、民間団体の主催により高校生がインターネット機器の活用について議論し、その成果を発表するような取組も行われているが、青少年自身が自分たちの取組や周囲の大人に望むことなどを発表することも効果的である。このほか、通常は保護者との接点が少ない、インターネット関連事業者が保護者に対して、コミュニティサイトにおけるミニメールの監視など、自らが行っている青少年保護の取組を説明し、保護者の関心を高める方法なども考えられる。

講習会において、携帯電話やインターネット問題だけを長時間学ぶのは非効率な方法であるという指摘もある。保護者は、青少年のインターネット利用に関する問題以外にも様々な問題を抱えているため、普及啓発に当たっては、いかに効率的に理解してもらえるかという視点が必要である。例えば「子育て」「思春期」というテーマの1つとして、インターネットの利便性と危険性を含めた付き合い方を取り上げる方法が考えられる。

さらに、青少年のインターネット利用に関心が高い保護者に対しては、同じ内容の講習が繰り返し提供されることがないようにし、連続講座などによりある程度時間をかけて、リーダー養成カリキュラム等を提供する必要がある。地域の自律的な普及啓発活動の中心メンバーとなる地域のリーダー役、相談役を育てていくことで、インターネットに苦手意識がある保護者のサポート役となり、保護者同士の助け合いが可能となると考えられる。

### (2) リーフレット配布

リーフレットは、非対面型で普及啓発が行えることから、集合型研修会に参加できない保護者に対しても必要な情報を届けることができる。携帯電話販売店やインターネット機器販売店の店頭、学校・PTA、講習会など、様々な機会が多くの対象者に対して活用することができる。

しかしながら、保護者や教育関係者がリーフレットを教材として利用したい場合に、どこで入手できるのか分からないという指摘がある。また、予算等の制限から印刷物の配布数に限りがあるため、



本来必要な対象者に対して、十分に行きわたっていないという指摘がある。これらの対策として、Web上で印刷用データを配布して、利用したい保護者や教育関係者が各自でプリントアウトする方法を用意することも一つの方法である。加えて、関係機関・団体が作成している教材の印刷データを、1つのサイトにまとめた上で、そのサイトを確実に周知することで、保護者や教育関係者の手間を減らし、教材の利用促進を図ることも必要である。

また、保護者にリーフレットを単に配布しただけでは読まれない可能性がある。このため、リーフレットの配布方法の工夫も必要である。学校においては、青少年を通じて保護者にリーフレットを配布すると、一部の青少年は保護者に渡さない場合があることから、保護者間で情報のばらつきが生まれることが懸念される。そのため、例えば、三者面談など保護者に直接手渡すことができる機会を活用して配布することも一つの方法として考えられる。また、入学式や入学説明会など、多くの保護者が来校する行事で配布し、その場で保護者がリーフレットを読む時間を意識的に確保することで、多く保護者に確実に啓発内容を伝えることができると考えられる。

### **(3) 携帯電話販売時における啓発**

青少年のインターネット利用に関心はあるが、時間的制限などから集合型講習会に参加できない保護者や、青少年のインターネット利用に関心が低い保護者への対策の一つとして、店頭での啓発活動があげられる。平成21年の青少年インターネット環境整備法の施行以降、携帯電話事業者は青少年が携帯電話を利用する場合にはフィルタリングを提供する義務があり、また保護者は青少年が使用する旨を伝える義務がある。この時に、携帯電話事業者が保護者に対し、青少年のインターネット利用に関する利便性と危険性の説明を行い、普及啓発の場として活用することが期待される。例えば、契約手続の待ち時間の際にリーフレットを配布し、保護者に読んでもらうことなどが考えられる。他方で、携帯電話の購入時に店頭で適切な説明を受けなかったという指摘もある。店頭での説明が確実に行われるよう、販売店における、より一層の取組の徹底が求められる。

### **(4) 学校と連携した啓発**

学校において、青少年の情報モラル教育の宿題を保護者と一緒に行うようにすることも一つの方法として考えられる。情報モラルに関する授業の宿題として、家庭のルール作りを課題として取り上げ、保護者と一緒に考えるようにすることで、青少年のインターネット利用に関して親子で話し合うきっかけを作ることができると期待される。

また、学校による保護者への一斉メールの活用も考えられる。現在、学校行事等の連絡手段として、保護者への一斉メールを活用している学校が多くなっている。学校からの一斉メールによる連絡に関しては、時間的制約のある保護者や教育に関心が高くない保護者であっても、必ずチェックしているとされる。この一斉メールを活用して、保護者に対して普及啓発を行うことも有効であると考えられる。例えば、学校において青少年にリーフレット等を配布した際には、配布した旨を一斉メールで伝えることで、保護者にまでそのリーフレットが確実に届くことが期待できる。また、フィルタリングの基礎知識や家庭でのルール作りのポイントなどについて、ミニコラムを発信することも保護者の関心を高める一つの方法であると考えられる。

### **(5) 相談機会における啓発**

実際にトラブルに遭った際に、気軽に相談できる場所を用意し、相談を受けたい機会に普及啓発

を行うことも効果的である。これまでの取組の中でも、インターネット・ホットラインセンター<sup>4</sup>や違法・有害情報相談センター<sup>5</sup>などの関係機関・団体において相談対応は実施されているところであるが、そのような相談機関は「小さなトラブルの時に敷居が高くて相談しづらい」という保護者の声もある。保護者が気軽に相談できるよう工夫するとともに、普及啓発手段として、より積極的に相談の機会を活用する必要がある。

とりわけ、青少年のインターネット利用に関心が低い保護者に関しては、集合型講習会やリーフレット等では普及啓発が届かない状況にある。青少年のインターネット利用に関心が低い保護者であっても、実際に問題に直面することで、青少年の管理・指導の必要性を認識することになる。その際に、気軽に相談できる窓口を用意することで、関係機関・団体と保護者に新しい接点が生まれることになり、その後は相談窓口を通じて普及啓発が届くようになると考えられる。また、地域のワークショップ型の講習会などを通じて、青少年のインターネット利用に関心が高い保護者にリーダー役を担ってもらうことにより、保護者同士で気軽に相談できる支援体制を築いていくことで、小さなトラブルは地域で解決し、専門的な対応が必要な場合に相談機関へ誘導するようにすることも可能となる。

## 5. 実施時期

普及啓発の実施時期に関しては、春の入学・卒業シーズンや夏休み・冬休みなどの長期休暇前が有効であると考えられる。入学・卒業シーズンは、青少年が新生活に向けて携帯電話を持ち始める時期である。長期休暇は、青少年が自由に活動し、保護者や学校など大人の目が届きに行く環境になるためである。

また、青少年が携帯電話を持ち始める時期という観点でいえば、携帯電話を持ち始めた当初は、青少年のインターネット利用の経験が少なく、情報モラルについても十分に習得できていないため、個人情報の流出や長時間のインターネット利用等の問題が起きやすい状況にある。このため、携帯電話の利用開始に合わせて青少年のインターネット利用に関する普及啓発を重点的に行う必要がある。また、携帯電話を持ち始める時期は地域によって異なり、大都市が一番早く、続いて中都市、郡部の順になっている。都市部においては、放課後に学習塾などに通う青少年が防犯を理由として持つことが増えていると指摘されている。地域ごとの適切な啓発タイミングを把握するため、地域ごとの実情を調査することも、今後の取組として検討していくことが望ましい。

## 第3 保護者に対する普及啓発支援に当たって特に留意すべき課題

### 1. スマートフォンの普及について

スマートフォンは、①機器の製造や利用に当たって関連する事業者が国内外の多岐にわたる点、②Wi-Fi等の無線LAN回線に接続ができる点、③多種多様なアプリケーションが使える点で、従来型の携帯電話（フィーチャーフォン、ガラケー）と大きく異なり、小さなパソコンと呼ばれるほど、高い機能が搭載されている。そのため従来型の携帯電話よりも、フィルタリングアプリの導入等の手順を、より丁寧に行う必要がある<sup>6</sup>。

<sup>4</sup> インターネット・ホットラインセンター <http://www.internethotline.jp/>

<sup>5</sup> 違法・有害情報相談センター <http://www.ihaho.jp/>

<sup>6</sup> スマートフォンに係る課題の詳細については下記参照。

安心ネットづくり促進協議会

「スマートフォンにおける無線LAN及びアプリ経由のインターネット利用に関する作業部会」

### ①関連する事業者が国内外の多岐にわたる点に関する問題点

従来型の携帯電話は、携帯電話事業者が中心となって、一つのコンセプトのもとにOS（オペレーション・システム）や端末機器、アプリケーションを作っているため、基本的には携帯電話事業者が一括して携帯電話の利用環境をコントロールすることができる。これに対し、スマートフォンは、OSや端末機器、アプリケーションは、国内外の様々な事業者が一定の自由度の中で独立して作っているため、携帯電話事業者が一括してコントロールすることが難しくなっている。

例えばフィルタリングについては、従来型の携帯電話の場合は、国内の携帯電話事業者が関係団体の連携のもとに実施しているが、スマートフォンの場合は、携帯電話事業者によるフィルタリングが利用できず、端末によるフィルタリングを導入する方法によってしか対応できない場合があるなど、世界基準でビジネスを進めている海外企業が関与する部分については、十分な対応がなされていないという指摘がある。

### ②Wi-Fi等の無線LAN回線に接続ができる点に関する問題点

スマートフォンは、通信回線が携帯電話事業者の回線（3G回線）以外にも、Wi-Fi等の無線LAN回線を利用できるため、携帯電話事業者が提供するフィルタリングだけでは無線LAN回線がカバーされていない場合がある。また、アプリケーションや、スマートフォンの標準ブラウザ以外のブラウザによってインターネットに接続する場合には、従来のフィルタリングではカバーされない場合があるため、青少年が安全にスマートフォンを利用するためには、利用者自身が、利用する端末にフィルタリングアプリを導入・設定することが必要となっている。

### ③多種多様なアプリケーションが使える点に関する問題点

スマートフォンはパソコンに近い高い機能を有するため、ウィルス対策ソフトを利用することが望ましい。また、個人情報や無断で流用するような悪意あるアプリケーションも流通しているため、利用規約などで配信元を確認するなど、自己防衛の手段も伝えていくことが必要である。また、アプリケーションのダウンロードには許諾や同意が必要であり、有料アプリケーションの利用も広まっているため、青少年に対して契約概念などの消費者教育を行うことも必要となっている。

例えば、スマートフォンで画像を撮影した場合、画像ファイルに位置情報を加えることができるため、意図せずに、撮影場所を公開する場合があることから、個人情報を活用するアプリケーションを利用する際には、位置情報などの設定を確認することが望ましい。また、SNSなどで他の人が映っている写真をインターネット上で公開すると、その人のプライバシーを侵害する可能性があるため、取扱いに注意が必要である。

## 2. ペアレンタルコントロールの内容について

青少年のインターネット利用を適切に管理するためには、保護者はインターネット接続機器ごとに、機器の特徴を理解し、必要なペアレンタルコントロールを行った上で、青少年に利用させる必要があるが、特に携帯電話とゲーム機等については、次のことに留意することが求められる。

### ○携帯電話

携帯電話については、購入時に携帯電話事業者に対してフィルタリングの提供を求めることが基

本となる。青少年インターネット環境整備法第 17 条第 1 項において、携帯電話事業者は青少年が利用する場合には、フィルタリングサービスを提供する義務があり、また第 17 条 2 項において、保護者は青少年の利用のために携帯電話を購入する場合は、携帯電話事業者に青少年が利用する旨を伝える義務がある。

携帯電話事業者が提供するフィルタリングは大きく分けて、ホワイトリスト方式とブラックリスト方式の 2 種類がある。ホワイトリスト方式は、許可したサイトのみ閲覧可能とする方式で、ブラックリスト方式は不適切なサイトを遮断する方式である。これらのフィルタリングをベースに、保護者は青少年の発達段階に合わせて、利用できるサイトを細かくカスタマイズしていくことが必要である。

フィルタリングを設定していると、青少年からフィルタリングを解除してほしいという要望があがってくる。その際には、フィルタリングをすべて外して必要以上に広げてしまうのではなく、青少年の発達状況に応じて、まずは利用したいサイトを個別に許可し、次にフィルタリングのカテゴリ等を利用して利用できる範囲を徐々に広げるようにするなど、細かくカスタマイズすることが望ましい。この時、カスタマイズを確実に行うことができるよう、購入時に店頭において携帯電話事業者の相談窓口を確認しておくことも重要となる。

また、初めてインターネットを利用する場合は、より安全なホワイトリスト方式を活用することが望ましい。

#### ○ゲーム機等

ゲーム機やタブレット型携帯端末、携帯音楽プレイヤー、デジタルテレビ等でインターネット接続ができることを知らない保護者が多いと推測されている。これらを青少年のために購入した場合には、保護者は事前に、閲覧制限や課金制限などのペアレンタルコントロール機能の設定を行った上で、青少年に渡すことが望ましい。このとき多くの機器は、青少年が勝手に設定を変更できないように、パスワードを設定することができるので、パスワードを合わせて設定して、その管理を厳密に行うことが必要である。

ゲーム機等の閲覧制限等の設定は機器ごとに設定方法や名称が異なることから、保護者によっては非常に難しい作業となっている。そのため、インターネット機器の製造・販売事業者は、初期設定を簡単に行えるように、設定方法を共通化したり、設定方法を一覧化したサイトを提供したりするなど、保護者が簡単に閲覧制限等を設定できるよう工夫することが必要である。

## 第 4 保護者に対する普及啓発支援実現のための措置

### 1. 目標の設定

保護者に対する普及啓発支援は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするために、すべての保護者が、青少年のインターネット利用の管理・指導ができるようにすることを目標とする。

### 2. 体制の構築・強化

国、地方自治体、学校、PTA・保護者団体、消費者センター、警察、業界団体、個別事業者は、相互に連携しながら、役割分担を決めて普及啓発を進めていく必要がある。それぞれの得意分野の取組を担った上で相互に協力することで、取組の重複を省きつつ、効率的に保護者に対する支援の実施していくことが考えられる。

地域においては、市町村単位で青少年支援組織やNPOなどが実行組織として活動し、行政が調整役となって各団体の取組を支援することにより、リーダーの育成や相談窓口の整備など保護者支援の体制を整え、保護者同士で助け合うという継続的な取組の実施が期待できる。また、学校は地域の各支援組織の活動を束ねる拠点となって機能することが一つの望ましい形として考えられる。

市町村単位の活動を支援し、組織を取りまとめるものとして、都道府県単位でコンソーシアムを形成し、ここでその役割を担うことも一つの方法として考えられる。市町村単位においては、教材開発や講習会のカリキュラム作成、実態把握のための調査研究等を行うことは、資金面・人材面の不足から困難な場合もあるものと懸念されるため、都道府県単位のコンソーシアムがこれを支援していくことも効率的な連携体制であると考えられる。

さらに、都道府県単位のコンソーシアムが連携し、全国的なフォーラムを行うことで、青少年のインターネット利用の環境整備に関する国民運動を展開するとともに、各地域の成功事例を共有し、地域が連携していく場として活用していくことが望ましい。

### 3. 予算

地方自治体における青少年のインターネット利用環境整備の取組に温度差がみられることから、必要な施策を継続的に実施できるように、関係機関・団体は予算を安定的に確保できるように努めるべきである。

青少年支援組織やNPO等は、活動の継続性を維持できるよう、関係機関・団体は相互に連携して、組織体制や活動内容を工夫していくこと望ましい。

### 4. 成功例（ベストプラクティス）の共有

青少年のインターネット利用に関して成功している地域の先行事例を、都道府県単位のコンソーシアム等で取り上げて、地域同士のノウハウの共有を図ることが望ましい。また、年1回程度、全国的なフォーラムを通じて、関係機関・団体の相互の連携を図る機会を設けるとともに、優れた成功事例を全国規模で共有していくことについても検討していくことが必要である。

### 5. 効果測定

関係機関・団体の施策については、青少年のインターネット利用実態調査や青少年のインターネット・リテラシー指標に関するデータを含め必要な調査を行って、その結果を定量的に分析・評価することにより、定期的に検証し改善していくことが望ましい。

特に、集合型講習会や相談機関の利用に関しては、保護者に行動の変化が起きることが重要となることから、講習会や相談機関の利用後に、保護者が実際に家庭のルールを作ったり、フィルタリング利用を始めたりするなどの行動変容があったかを計測することが望ましい。

### 6. 普及啓発内容の充実・見直し

急速に広まる新たなインターネット機器・サービスに対応できるように、講習会や学校教育の教材、リーフレットなどは定期的に更新し、最新の内容にしていく必要がある。また、インターネットに苦手意識を持つ保護者にも分かりやすい教材とするよう、具体的な事例を使った映像素材等を活用するなど、より一層丁寧に伝える努力を積み重ねることが望まれる。

## 平成 23 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果

### 1. 調査目的

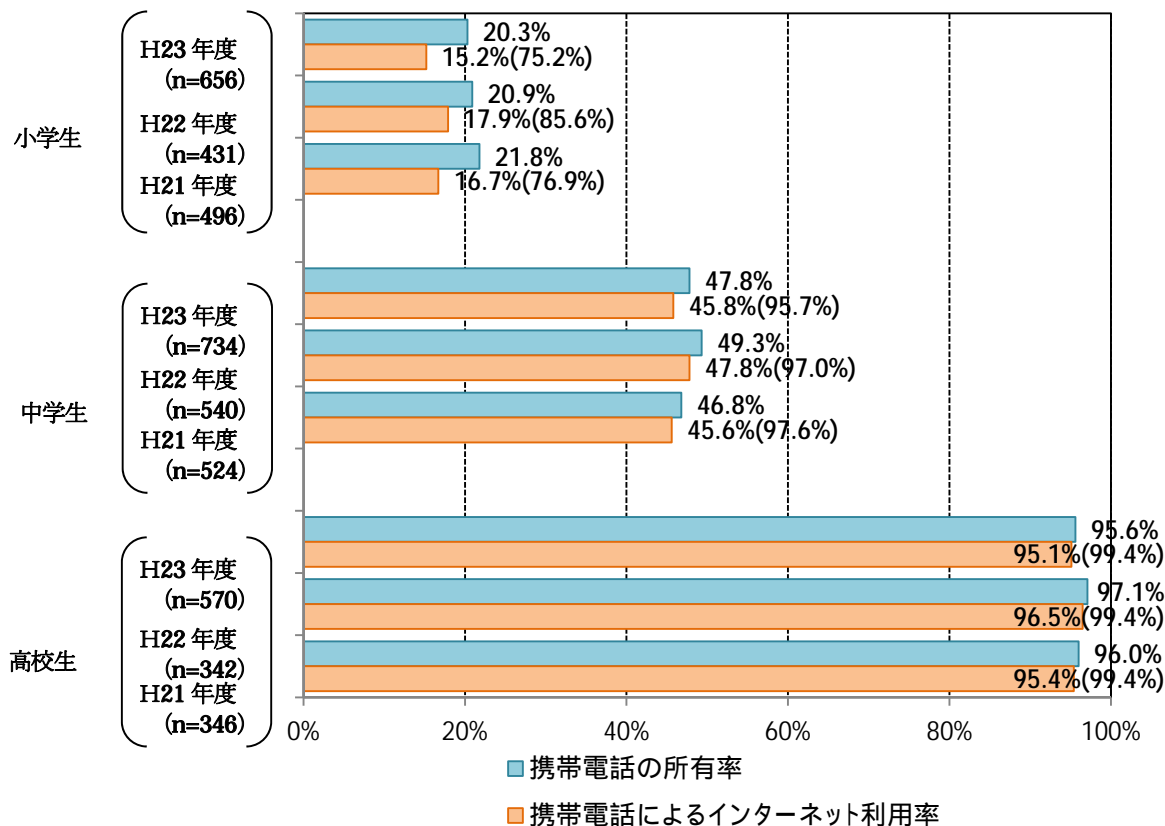
「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（いわゆる「青少年インターネット環境整備法」。平成 21 年 4 月 1 日施行）の施行状況のフォローアップのための基礎データを得ることを目的として実施。

### 2. 調査設計

- (1) 方 法： 調査員による個別面接方式
- (2) 対 象： ①満 10 歳から満 17 歳までの青少年（3,000 人）  
②上記青少年の同居の保護者（3,000 人）
- (3) 期 間： 平成 23 年 6 月 9 日～6 月 26 日
- (4) 回収結果： ①青少年調査 1,969 人（65.6%）  
②保護者調査 2,037 人（67.9%）

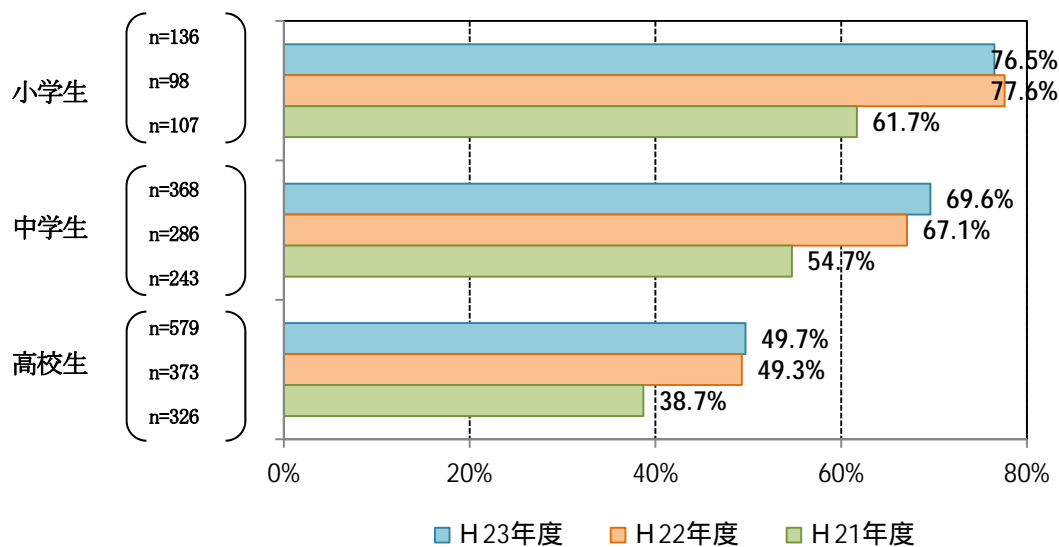
### 青少年の携帯電話所有率とインターネット利用率

- ・携帯電話の所有は、小学生では約 2 割、中学生では約 5 割、高校生ではほとんど。
- ・うち小学生の 7 割半ば、中学生のほとんどがインターネットを利用。



### フィルタリング利用率（携帯電話）

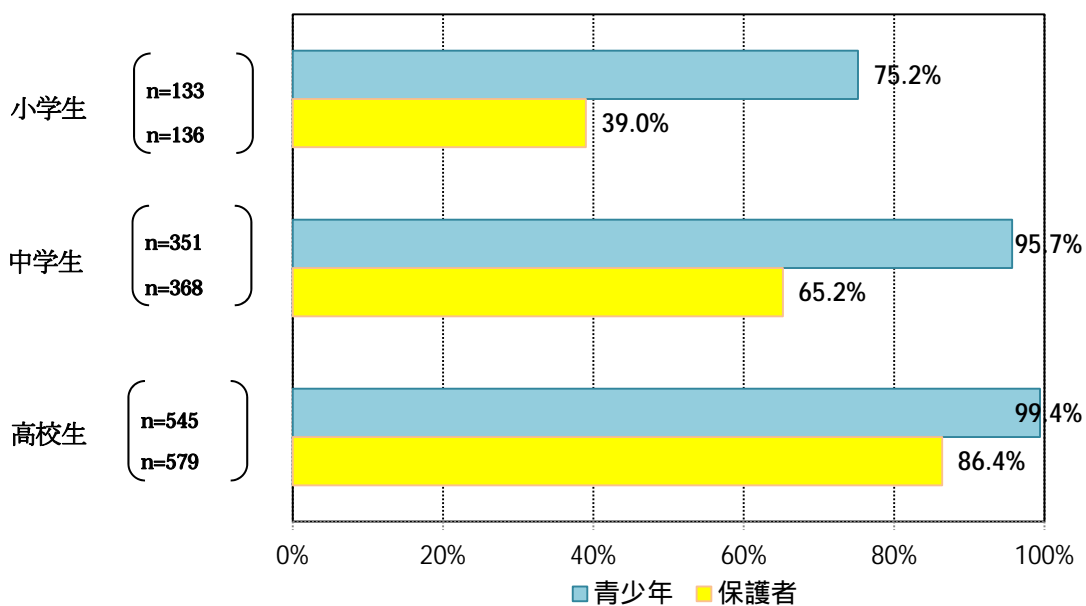
・携帯電話におけるフィルタリング利用率は、小学生で約8割、中学生で約7割、高校生で約5割。



- (注) 1 「携帯電話」とは、携帯電話及びPHS端末を指す。  
 2 「フィルタリング」は、フィルタリングを設定している場合のほかに、インターネットに接続できない機種・設定の場合を含む。

### 青少年のインターネット利用に関する青少年の実態と保護者の認識とのギャップ

・携帯電話を所有している青少年のインターネット利用については、いずれの学校種でも保護者の回答が青少年の回答を下回っている。



(注) 青少年が携帯電話持っているとき回答した青少年及び保護者を対象。

## 平成 24 年上半期の出会い系サイト等に起因する事犯の現状と対策について

### (1) 検挙件数

- 出会い系サイトに起因する事犯の検挙件数は 448 件（前年同期比-49 件、-9.9%）。
- コミュニティサイトに起因して児童が犯罪被害に遭った事犯の検挙件数は 599 件（前年同期比-127 件、-17.5%）。

### (2) 被害児童数

- 出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童は 124 人（前年同期比-9 人、-6.8%）。被害の多い罪種は、児童買春が 74 人（全体の 59.7%）。
- コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童は 509 人（前年同期比-37 人、-6.8%）。被害の多い罪種は、青少年保護育成条例違反が 273 人（全体の 53.6%）。

### (3) 被害児童の年齢

- 出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童で 15 歳以下は 48 人（全体の 38.7%）。
- コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童で 15 歳以下は 255 人（全体の 50.1%）。

### (4) 被害児童数の推移

- 出会い系サイトにおける禁止誘引違反者の検挙や無届サイトの取締り等により、出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童数は前年同期比で減少し、長期的に見ても減少傾向。
- コミュニティサイト事業者等に対するミニメール内容確認の推進や実効性のあるゾーニングの促進等により、平成 22 年まで増加の一途を辿っていたコミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童数は、平成 23 年初めて減少に転じ、今期も引き続き減少。



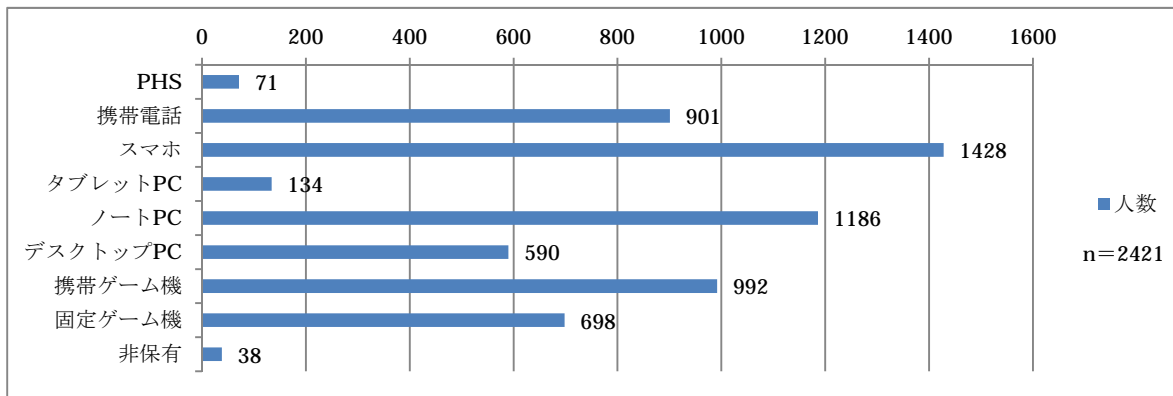


### 青少年のインターネット・リテラシー指標 -指標開発と実態調査-

平成 24 年 6 月から 7 月にかけて、全国 23 の公立・私立の高等学校等において、約 2500 名の 1 年生相当を対象に、青少年のインターネット上の危険・脅威に対応するための能力に関するテストを実施。併せて、利用している機器等についてアンケートを実施。

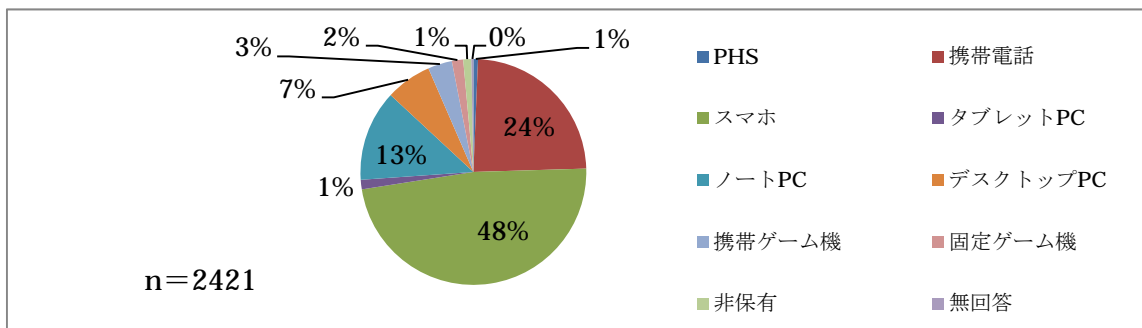
#### 【保有するインターネット接続機器（複数回答）】

スマートフォンを保有する青少年が全体の過半数を超えている(59%、1428 人/2421 人)。



#### 【最もよく利用する機器（択一回答）】

インターネットに接続する際、スマートフォンを最もよく利用する青少年が約半数(48%、1162 人/2421 人)。



#### 【端末別使用時間】

スマートフォンは他の端末と比較して使用時間が長い傾向（2 時間以上が 47%、671 人/1428 人）。

